

調剤報酬点数のしくみと解説

令和8年6月1日改定
三重県薬剤師会作成

調剤報酬＝調剤技術料＋薬学管理料＋薬剤料＋特定保険医療材料料

調剤技術料(調剤基本料＋薬剤調製料＋加算料)……………

調剤基本料

処方箋受付1回につき1回算定されます。いわゆる処方箋取り扱いの事務的手数料になるものです。これは薬局の処方箋の取り扱い枚数等で異なります。

薬剤調製料

処方された薬剤の調製や取り揃え・監査業務をすることに対して算定される点数です。薬剤調製料は処方の日数によらず一定の点数となります。

地域支援・医薬品供給対応体制加算

薬局が地域の皆さまに対して、いつでも必要なお薬を切らさずにお渡しできる体制や、夜間・休日でも相談に応じられる体制を整えていることを評価する点数です。また、地域の皆さまの健康を支えるために、夜間や休日に相談できたり、在宅医療や医療機関との連携を行ったりするなど、安心して利用できる薬局の体制を整えていることを評価するものです。

バイオ後続品調剤体制加算

薬局が、もとのお薬と同じような効果や安全性が国によって確認されており、治療の質を保ちながら、医療費の負担を抑えることが期待できるバイオ後続品を安心して使っていただけるよう、十分な説明や供給体制を整えている場合の点数です。

連携強化加算

他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生時などの非常時に必要な体制が整備されている保険薬局で、調剤を行った場合に算定される点数です。

在宅薬学総合体制加算

在宅患者さんに対して薬学的管理及び指導を行うために必要な体制を整えている保険薬局が、在宅及び居宅療養を行っている患者さんの調剤を行う際に算定される点数です。

電子的調剤情報連携体制整備加算

オンライン資格確認、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスを導入した保険薬局が、得られた薬剤・診療情報を活用して、服薬指導・調剤を行う際に算定される点数です。

その他の加算料

粉末や軟膏の薬を計量して混合する、錠剤をつぶしたり分割したりすることで、患者さんが服用あるいは使用しやすくするなどの技術に対して加算されます。麻薬・劇薬など取り扱いに慎重を要する薬の管理に対しても加算されます。

薬学管理料(調剤管理料＋服薬管理指導料など＋加算料)……………

調剤管理料

処方された薬について、患者さん若しくは家族の方等から服薬状況などの情報を収集し、薬歴簿への記録やその他の管理を行った場合に、調剤の内容に応じて算定する点数です。

服薬情報等提供料

医療機関からの依頼により、薬局において入院予定の患者さんの持参薬の整理を行うとともに、服用薬に関する情報などを一元的に把握し、医療機関に文書により提供した場合の点数です。

服薬管理指導料

処方箋の薬とともに薬の説明書(薬剤情報提供書)をお渡しし、薬を服用する際に必要な説明を行います。また過去の服薬記録(薬歴簿、お薬手帳)を踏まえて、患者さんの服薬後の経過を継続して確認し、必要に応じて医療機関へ連絡を行います。他の医療機関・薬局の薬や市販薬・健康食品やサプリメントなども把握して重複した薬が出ていないか、薬同士や薬と食品の相互作用などの確認も行っています。このように薬の服用に際して必要な注意などを行った場合に算定する点数です。

外来服薬支援料

服用している薬の種類が多く管理ができなくなった時、薬を1回分ずつまとめた場合(一包化)や整理を行った場合の点数です。

調剤後薬剤管理指導料

糖尿病や慢性心不全の患者さんに、調剤後に電話などでその使用状況や副作用の有無などを確認し指導を行い、医療機関に情報提供を行った場合の点数です。

調剤時残薬調整加算

患者さんのご自宅に残っているお薬(残薬)を確認し、無駄にお薬が増えないよう日数を調整したり、医師に相談して処方内容を見直したりする取り組みを薬局が行った場合の点数です。

薬学的有害事象等防止加算

薬剤師が薬歴や処方されたお薬の内容を確認し、副作用や飲み合わせの問題、重複したお薬などによる健康への悪影響(有害事象)を未然に防いだ場合に、その取り組みを評価する点数です。

特定薬剤管理指導加算

副作用が出やすかったり、使い方に特別な注意が必要なお薬について、薬剤師が通常よりも丁寧に説明し、体調の変化や副作用がないかをしっかり確認する取り組みを評価する点数です。

吸入薬指導加算

ぜんそくやCOPDなどで使用する吸入薬について、薬剤師が正しい使い方をわかりやすく説明し、実際にうまく吸入できているかを一緒に確認する取り組みを評価する点数です。

乳幼児服薬指導加算

6歳未満の乳幼児が、安心・安全で容易に服用できるように、家族の方等に説明した場合の点数です。

小児特定加算

医療的ケア児である患者さん又はその家族の方等に対して、必要な薬学的管理及び指導を行ない、かつ、指導の内容等を手帳に記載した場合に加算する点数です。

薬剤料

薬価基準で定められた薬の公定価格です。

特定保険医療材料料

注射器、注射針、在宅における輸液セットなどの公定価格です。

リフィル処方箋とは

症状が安定している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に反復利用できる処方箋のことです。

一般名処方とは

商品名ではなく、「成分名」、「薬の形」、「含有量」で記載される処方箋で、多くの国が採用しています。先頭が「般」という文字で始まり、成分名が記載されます。

※「調剤報酬点数表」の主なものを記載しています。詳しくは当薬局薬剤師までお問合せください。